

岩手県告示第 708 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 6 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 30 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社千田組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市天神町 11 番 12 号
 - ウ 代表者の氏名 北井崎金蔵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 170 号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 30 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 25 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 近藤建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町四丁目 6 番 41 号
 - ウ 代表者の氏名 近藤武則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 1448 号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 25 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 25 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 近藤建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町四丁目 6 番 41 号
 - ウ 代表者の氏名 近藤武則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）第 1448 号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 25 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 16 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社山與
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市城西町 13 番 77 号
 - ウ 代表者の氏名 高橋良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 4714 号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 15 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが

法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社タケヤス

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字森の前 144 番地

ウ 代表者の氏名 菅野芳郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 4858 号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 27 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 28 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社板屋組

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区姉体町字南白山 79 番地 1

ウ 代表者の氏名 板屋成治

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-17）第 5103 号

(3) 処分の内容 建築工事業、石工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 24 日付けで建築工事業、石工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 三甲建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字明神堂 155 番地 1

ウ 代表者の氏名 渡辺新喜

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 6778 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 17 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 松峯園株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区三本木 4 番地 21

ウ 代表者の氏名 千葉ミツエ

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 6967 号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 28 日付けで造園工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 29 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 熊谷組株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町綾里字大明神 14 番地 5

ウ 代表者の氏名 熊谷由也

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-13）第 7104 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 26 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高橋建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第 10 地割 216 番地 4

ウ 代表者の氏名 高橋典子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7726 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 1 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社太子建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区寺林字平森 40 番地 1

ウ 代表者の氏名 佐藤義信

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7255 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 2 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社セントラル

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区水沢工業団地一丁目 5 番地

ウ 代表者の氏名 高橋悦見

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7826 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 16 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。